

令和6年度

松伏町情報公開制度実施状況
松伏町個人情報保護制度施行状況
報 告 書

ページ

松伏町情報公開制度実施状況報告書	・ ・ ・ 1
松伏町個人情報保護制度施行状況報告書	・ ・ ・ 8
松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	・ ・ ・ 11

松伏町

令和6年度 松伏町情報公開制度実施状況報告書

松伏町では、町民の皆様の知る権利を保障するため公文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を町民の皆様に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の皆様の町政への参加を促進し、町民の皆様の的確な理解の下に公正で透明な開かれた町政の推進に寄与するために、松伏町情報公開条例に基づき、公文書の開示を実施しています。

1 公文書の開示の実施状況

松伏町情報公開条例に基づく令和6年度の公文書の開示請求の件数は13件（令和5年度は11件）で、開示請求の対象となった公文書数は39件（令和5年度は19件）でした。実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。部分開示を含め、文書不存在等による不開示を除いた開示率は、処理中の事案を除き、100パーセント（令和5年度は100パーセント）となっています。

なお、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 () は令和5年度

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	計
町 長	11 (9)	11 (8)	13 (3)	1 (6)	25 (17)
教育委員会	2 (1)	7 (1)	7 (0)	0 (0)	14 (1)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
合 計	13 (11)	18 (10)	20 (3)	1 (6)	39 (19)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

表2 請求者の区分別件数

請求者の区分	請求件数
町内に住所を有する個人	0件
町内に住所を有する法人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する個人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する法人	4件
県外に住所を有する個人	1件
県外に住所を有する法人	8件
合 計（表1の受付件数と合致します。）	13件

※ 開示請求書に記載されたものを集計したものです。

表3 課別の処理状況

課 名		処理件数			
		開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
町 長	総 務 課	5件	6件	0件	11件
	企 画 財 政 課	0件	0件	0件	0件
	住 民 ほ け ん 課	1件	0件	1件	2件
	税 務 課	1件	0件	0件	1件
	いきいき福祉課	0件	0件	0件	0件
	すこやか子育て課	1件	0件	0件	1件
	環 境 経 済 課	1件	3件	0件	4件
	新市街地整備課	1件	3件	0件	4件
	まちづくり整備課	1件	1件	0件	2件
教育委員会	教 育 総 務 課	7件	6件	0件	13件
	教育文化振興課	0件	1件	0件	1件
議 会	議 会 事 務 局	0件	0件	0件	0件
合 計		18件	20件	1件	39件

2 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された公文書の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は、一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表4のとおりです。

表4 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

申立件数	却 下	決定取消等公開	審査会への諮問件数		
0	0	0	0		
			全部公開	一部公開	非公開
			0	0	0

3 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 開示請求の処理状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間）

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
1	4月11日	町長 (総務課)	文書箱を外部倉庫会社等にて保管している 場合、令和6年度契約書・仕様書・料金表の 写しの交付をお願い申し上げます。	文書保存等委託契約書（令和6年度）	部分開示	条例第6条 第2号	4月19日
				文書保存等委託業務仕様書(令和6年度)	開示		
2	4月12日	町長 (まちづくり 整備課)	工事名：松伏町道路照明灯LED更新工事 案件番号：松伏町公示第124号 案件概要：既存道路照明灯LED化工事 ＊上記の金入り設計書の情報開示をお願い 致します。	令和5年度工事設計書（松伏町道路照明 灯LED更新工事）	開示		4月23日
3	6月4日	町長 (環境経済 課)	工場立地法に関する情報請求（2024年 3月31日までに申請のあったもの）	工場立地法第13条第3項の規定に基づ く届出について（通知）（令和2年8月 12日付け環第1111号）	開示		6月18日
				特定工場承継届出書（令和2年8月4日 受付）	部分開示	条例第6条 第2号	
				特定工場届出台帳	部分開示	条例第6条 第1号	
4	7月29日	町長 (すこやか 子育て課)	第一保育所5歳児室及び3歳児室空調機更 新工事（R6. 1. 26改札） 金入り設計書1式	積算書（第一保育所5歳児室及び3歳児 室空調機更新工事）	開示		8月5日
5	7月30日	町長 (住民ほけ ん課)	2024年1月1日から2024年6月3 0日までの間の住居表示（住居番号）の付定 状況（付定日又は受付日・住居番号・地番） が分かる資料	2024年1月1日から2024年6月 30日までの間の住居表示（住居番号） の付定状況（付定日又は受付日・住居番 号・地番）が分かる資料	不開示（不 存在）		8月9日

6	8月9日	町長 (税務課)	令和6年の路線価図【固定資産税路線価図】 のShapeデータ	路線価データ (shape形式) (令和 6年1月1日現在のもの)	開示		8月23日
7	8月30日	教育委員会 (教育総務課)	松伏町の全町立中学校における下記の文書のうち、生徒の服装、装飾品、頭髪、化粧、乗り物、校外活動等の外見や言動に関して定めた校則に相当するルールが記載されたもの（最新版）。ただし、記載されたルールの内容が重複するものを除く。 学則、生徒心得、生活心得、生活の決まり、ハンドブック、学校生活（生活指導）のルール、校内のきまり、入学準備説明会資料、学校生活の規律、服務規程、教室掲示、公務の手引き、運用規定、生徒指導方針	自転車通学について（松伏町立松伏中学校）	開示		9月13日
				交通の安全と自転車通学のルール（松伏町立松伏中学校）	開示		
				松伏中学校通学路図	開示		
				R6 松伏中学校のルール 変更点	開示		
				服装のきまり（松伏町立松伏第二中学校）	開示		
				新入生説明会（松伏町立松伏第二中学校）	開示		
				松伏第二中学校 通学路図	開示		
				令和6年度入学「新入生説明会」中学校生活のしおり（松伏町立松伏中学校）	部分開示	条例第6条第1号	
				松伏中の服装・身だしなみ、持ち物について及び松伏中での学校生活の流れ（令和5年度）	部分開示	条例第6条第1号	
				松伏第二中学校 新入生ガイド	部分開示	条例第6条第1号	
8	10月2日	町長 (総務課)	松伏町 住民活動補償制度についての下記文書 令和6年度契約時の入札および見積合せ等の結果	見積経過及び結果表（令和6年度の松伏町住民活動補償保険に係るもの）	開示		10月11日
				賠償責任保険証券（令和6年度の松伏町住民活動補償保険に係るものであって、	開示		

			令和6年度契約の保険証券（補償内容の記載してある面のみ） 令和2年～令和6年度契約の事故件数および支払い保険金額（被害者に支払った保険金額）	補償内容が記載されている部分に限る。）			
				費用・利益保険証券（令和6年度の松伏町住民活動補償保険に係るものであって、補償内容が記載されている部分に限る。）	開示		
				保険金お支払明細（令和5年12月20日の事故に係る松伏町住民活動補償保険の保険金支払明細）	開示		
				保険金お支払明細（令和4年10月26日の事故に係る松伏町住民活動補償保険の保険金支払明細）	部分開示	条例第6条第1号	
				保険金お支払明細（令和5年2月9日の事故に係る松伏町住民活動補償保険の保険金支払明細）	部分開示	条例第6条第1号	
				保険金お支払明細（令和5年5月30日の事故に係る松伏町住民活動補償保険の保険金支払明細）	部分開示	条例第6条第1号	
9	10月31日	町長 （総務課、環境経済課、新市街地整備課、まちづくり整備課）	松伏町長または教育委員会が契約者となり、保険料（契約金額）が3万円以上の損害保険証券（証券添付の特約書または明細書を含む）の写しと担当課。※約款は不要です。 （保険始期が令和5年8月1日～令和6年7月31日のもの）	費用・利益保険証券（保険期間 令和6年6月1日から令和7年6月1日まで）	部分開示	条例第6条第2号	11月14日
				傷害保険証券（保険期間 令和6年4月1日から令和7年4月1日まで）	部分開示	条例第6条第1号及び第2号	
				賠償責任保険証券（保険期間 令和6年4月1日から令和7年4月1日まで）	部分開示	条例第6条第1号及び第2号	
				企業総合保険証券（エローラ通りに設置された屋外設備装置に関するもの）（保険期間 令和6年4月4日から令和7年4月4日まで）	部分開示	条例第6条第1号及び第2号	
				企業総合保険証券（松伏記念公園に設置された屋外設備装置に関するもの）（保険期間 令和6年4月4日から令和7年4月4日まで）	部分開示	条例第6条第1号及び第2号	

				団体総合生活補償保険証券（保険期間 令和6年4月3日から令和7年4月3日 まで）	部分開示	条例第6条 第1号及び 第2号	
9.1	10月31日	教育委員会 （教育総務 課、教育文 化振興課）	松伏町長または教育委員会が契約者とな り、保険料（契約金額）が3万円以上の損害 保険証券（証券添付の特約書または明細書 を含む）の写しと担当課。※約款は不要で す。 （保険始期が令和5年8月1日～令和6年 7月31日のもの）	賠償責任保険証券（学校行事等に参加す る保護者等に関するもの）（保険期間 令 和6年5月8日から令和7年5月8日ま で）	部分開示	条例第6条 第2号	11月14日
				賠償責任保険証券（中学校の部活動の外 部指導者に関するもの）（保険期間 令 和6年5月8日から令和7年5月8日ま で）	部分開示	条例第6条 第2号	
				傷害保険証券（保険期間 令和5年10 月17日から令和7年10月16日ま で）	部分開示	条例第6条 第2号	
				保険証券（保険期間 令和6年7月20 日から令和6年8月31日まで）	部分開示	条例第6条 第1号及び 第2号	
10	11月19日	町長 （新市街地 整備課）	昭和50年10月1日から平成16年9月 30日までの間に、松伏小学校及び松伏中 学校の校舎として利用されていた建物にか かる、「平成17年度学校施設等における吹 き付けアスベスト等使用調査」等（以下、「調 査結果等」という。）の記録 調査結果等がない場合、前述の施設に関し、 設計図や仕上げ表等（建物の使用建材など がわかる資料）の記録	町有建築物吹付けアスベスト等使用実態 調査報告書（追加修正版）	開示		11月29日
				分析結果報告書（松伏中学校）	部分開示	条例第6条 第1号及び 第2号	
11	1月21日	町長 （住民ほけ ん課）	2024年7月1日から2024年12月 31日までの間の住居表示（住居番号）の付 定状況（付定日又は受付日・住居番号・地番） が分かる資料	住居表示台帳（2024年7月1日から 2024年12月31日までの間に住居 表示（住居番号）の付定があった物件箇 所の分かるもの）	開示		1月29日

12	3月27日	町長 (総務課)	工事名：町有施設10施設照明器具交換工事 案件番号：松伏町公示第89号 案件概要：LED化工事 ＊上記の金入り設計書の情報開示をお願い致します。	処理中			
----	-------	-------------	--	-----	--	--	--

令和6年度 松伏町個人情報保護制度施行状況報告書

個人情報の保護に関する法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしたりする場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や利用目的、記録範囲等を記載した個人情報ファイル保有（変更）通知書を町長に届け出なければなりません。

この通知書に基づいた個人情報ファイル簿及び基づく条例個人情報ファイル簿の総数は表6のとおりです。なお、個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿は、町ホームページ及び本庁舎2階総務課職員文書担当窓口で閲覧することができます。

表6 個人情報取扱事務の登録件数（令和7年3月31日現在）

個人情報ファイル簿	7 3
条例個人情報ファイル簿	1 1 6

2 保有個人情報の開示等の実施状況

個人情報の保護に関する法律に基づく令和6年度の保有個人情報の開示請求等の件数は3件（令和5年度は1件）でした。

なお、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表7、課別の処理状況は表8のとおりです。

表7 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況（ ）は令和5年度

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示（不 存在を含む。）	計
町 長	3 (1)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	3 (1)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
選 挙 管 理 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

監 査 委 員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	3 (1)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	3 (1)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 保有個人情報の訂正の実施状況については実績がありませんでした。

※ 保有個人情報の利用停止の実施状況については実績がありませんでした。

表 8 課別の処理状況

課 名	処理件数			
	開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
住民ほけん課	0	2	1	3
合 計	0	2	1	3

3 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された保有個人情報の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表 9 のとおりです。

表 9 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

区 分	申立件数	却 下	決定取消等開示	審査会への諮問件数		
開示関係	0	0	0	0		
				全部開示	一部開示	不開示
				0	0	0
区 分	申立件数	却 下	決定取消等訂正	審査会への諮問件数		
訂正関係	0	0	0	0		
				全部訂正	一部訂正	不訂正
				0	0	0
区 分	申立件数	却 下	決定取消等訂正	審査会への諮問件数		
利用停止 関係	0	0	0	0		
				利用停止	消去	提供停止
				0	0	0

4 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表 10 のとおりです。

表 1 0 開示請求の処理状況（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間）

No.	請求月日	実施 機関	請求に係る保有個人情報の名称等	対象保有個人情報	決定内容	部分開示及び 不開示理由	決定月日
1	1 1 月 1 日	町長	令和 6 年 7 月 2 4 日付住第 7 4 7 号の通知に係る請求書	住民票・戸籍謄本等交付申請書（本人通知制度による通知（令和 6 年 7 月 2 4 日付け住第 7 4 7 号）に関するもの）	部分開示	法第 7 8 条第 1 項第 2 号	1 1 月 2 7 日
2	1 1 月 2 6 日	町長	松伏町住民票の写し等交付通知書（令和 6 年 1 1 月 2 0 日）住第 1 5 9 2 号に係る戸籍謄本及び戸籍の附票の交付申請書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（本人通知制度による通知（令和 6 年 1 1 月 2 0 日付け住第 1 5 9 2 号）に関するもの）	部分開示	法第 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号	1 2 月 1 9 日
3	3 月 1 1 日	町長	令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 1 1 日までの間に私の戸籍の附票及び住民票の除票が第三者に請求された情報	令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 1 1 日までの間に戸籍の附票及び住民票の除票が第三者に請求された情報	不開示（不存在）		3 月 2 6 日

令和6年度 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に対する町の決定処分について、不服があった場合の救済機関で、実施機関からの諮問に応じて審査を行い、答申する町長の附属機関です。

諮問した実施機関は、松伏町情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して、不服申立てについての決定を行います。

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。任期は2年で再任が可能です。

2 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

令和6年度における松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、表1-1のとおりです。

表1-1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

	開催日	主な内容
	令和6年度は、開催されませんでした。	